

## 「西高屋駅 地域情報発信機能（デジタルサイネージ）運営事業」事業者募集要項

### 1 事業の趣旨

高屋地域のゲートウェイである西高屋駅において、JR及び高屋情報ラウンジ利用者をメインターゲットに、地域情報（学生と地域住民がつながるイベント情報など）を発信することにより、地域内外の世代を超えた交流を促すことを目的に「西高屋駅 地域情報発信機能（デジタルサイネージ）運営事業」を実施する。

この募集要項は、当該事業を適切に遂行することができる事業者を公募するに当たり、必要な事項を示すものである。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

西高屋駅 地域情報発信機能（デジタルサイネージ）運営事業

#### (2) 事業内容

「4 仕様」のとおりとする。

ただし、上記の内容以外に、事業の特性を踏まえた独創的な内容を提案書に記載することは差し支えない。

#### (3) 対象施設

東広島市が西高屋駅自由通路に設置するデジタルサイネージ1基（参照：別図1）

#### (4) 運営方法

事業者は、東広島市が設置するデジタルサイネージを用いて、地域情報及び行政情報の発信を行う。

また、広告の掲出により事業者が広告収益を得ることで、その一部を事業経費に充てることのできるものとする。

#### (5) 事業期間

協定締結日の翌日から令和12年3月31日まで

#### (6) 事業者の選定方法

提案書に基づく書類審査により事業候補者を選定する。

### 3 役割分担

(1) 東広島市の役割は次のとおりとし、その実施に当たり必要となる費用は東広島市が負担する。

ア デジタルサイネージの設置

イ 運用システムの設置

ウ デジタルサイネージの維持に係る電気代、通信費、修繕費の負担

(2) 事業者の役割は次のとおりとし、その実施に当たり必要となる費用は事業者が負担する。

ア 事業計画書の提出

イ 地域情報の収集、受付、制作及びデジタルサイネージへの掲出

ウ 行政情報の受付、制作及びデジタルサイネージへの掲出

エ 広告に係る広告主の募集、広告の制作、審査及びデジタルサイネージへの掲出（広告の審査後、速やかに結果を東広島市に報告するものとする）

オ デジタルサイネージの点検・管理、駅利用者からの故障等の通報受付

カ 年次報告書の提出

### 4 仕様

#### (1) 規模・仕様

西高屋駅自由通路に市が設置する、98型液晶ディスプレイの管理及び運営を行う。

（参照：別図2）

#### (2) 稼働期間

毎日、5時から24時までとし、次に掲げるとおりとする。

ア 掲出情報は、動画または静止画とする。

イ 原則として、1枠15秒とし、24枠を1サイクルとする。

ウ 24枠のうち、16枠以上を地域情報または行政情報とする。

(3) 事業計画書の提出

事業の開始までに、事業概要、実施体制、実施スケジュール、収支計画を示すこと。

(4) 地域情報の収集、受付、制作及びデジタルサイネージへの掲出、掲出した情報の市への報告

地域情報とは、次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。ただし、法令の規定に違反するもの及び営利を目的とするものは掲出しないものとする。

ア 行政機関及びそれに類する機関が発行するもの。

イ 公共的団体（自治会、商工会、農業協同組合等）及び地域活性化を目的とする団体等が作成したものであって、一般を対象とするイベント等に関するもの。

ウ 企業等が地域貢献や地域活性化を目的として作成したものであって、一般を対象とするイベント等に関するもの。

(5) 行政情報の受付、制作及びデジタルサイネージへの掲出、掲出した情報の市への報告

(6) 広告に係る広告主の募集、広告の制作、審査及びデジタルサイネージへの掲出

ア 広告を掲出する場合は、事業者において、インターネットなどで掲出条件を定めた募集要項を公表したうえで募集活動を行うこと。なお、募集要項の公表はその記載内容について、市の承諾を事前に得ること（記載内容の変更時も同様とする）。

イ 放映できる広告の内容は、東広島市広告掲載規則、東広島市広告掲載事務取扱要領、東広島市広告掲載基準を遵守するとともに、広告の内容についての責任は、全て事業者が負うものとする。

ウ 事業者は、広告主の選定及び広告の内容について、その結果を速やかに東広島市に報告しなければならない。

エ 東広島市が広告内容等に修正、削除等が必要と判断した場合は、事業者が決定したものに修正、削除等を求めることがある。

オ 広告は動画、静止画像を問わない。

カ 広告の音量は、駅利用者が通行する際に支障がないよう配慮すること。

キ 事業者が広告主になることも可能とする。

ク 故障等により広告の表示機会が減少した場合の広告料の減額等の対応について、広告主にあらかじめ示しておくこと。

(7) 掲出する情報のレイアウト

デジタルサイネージに掲出する情報及び広告のデザインやレイアウトは、事業者において決定することを基本とするが、必要に応じて東広島市と協議し、駅や周辺施設の利用者にとって分かりやすい情報発信となるよう配慮すること。

(8) 点検・管理、駅利用者からの故障等の通報受付

ア 稼働状態や視認性に問題がないか、日常的に週1回以上の目視点検を行うこと。

イ 日常点検により、修繕・交換等が必要な状態であることを確認した際は、速やかに東広島市と協議すること。

ウ 点検・管理要員の連絡体制図（様式任意）を協定締結時に提出するとともに、故障等の受付連絡先を機器の見えやすい箇所に貼付すること。

(9) 年次報告書の提出

各年度の末日（3月31日）の翌日から起算して30日以内に、地域情報・行政情報・広告を掲出した実績、収支報告、点検管理の報告を示すこと。

(10) 本仕様と提案書の関係

本事業の実施に当たっては、本仕様に示す事項のほか、事業者が提出した提案書に記載された内容を履行するものとする。なお、本仕様に提案書と異なる記載がある場合は、本仕様の記載が優先するものとする。

(11) その他

ア 個人情報を取り扱う場合は、関連する法令等に基づき適切に管理すること。

イ 事業者は本事業の一部または全部を第三者に委託し、または受託させてはならない。ただし、あらかじめ東広島市の承認を得た場合は、この限りではない。

ウ 事業者は善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施すること。

エ 本仕様に記載の事項に疑義が生じた場合又は本仕様に記載のない事項で事業の履行上必要な事項については、東広島市と事業者で協議の上、決定すること。

## 5 応募の資格

次の条件のいずれにも該当しない法人又は個人事業者とし、かつ応募者は別の応募者の構成員となることはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業者
- (5) たばこに関する業種又は事業者
- (6) ギャンブルに関する業種又は事業者
- (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (9) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (10) 興信所、探偵事務所その他これらに類する業種又は事業者
- (11) 債権取立て、示談引受け等の業種又は事業者
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者  
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行う者（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収する者も該当する。）
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定を受けた事業者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた事業者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた事業者その他これらに準ずる事業者等
- (14) 本市の市税を滞納している者
- (15) 各種法令に違反している者
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、その後も改善をしていない者
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業者
- (18) その他市長が当該事業の事業者として不相当と認める者

## 6 募集期間及び応募方法

### (1) スケジュール

内容	日程
募集開始 (市ホームページに掲載)	令和7年2月3日(月)
参加表明書及び、 質問書の受付期限	令和7年2月14日(金) 17時まで必着
質問書の回答 (市ホームページに掲載)	令和7年2月19日(水)
応募書類の提出期限	令和7年2月21日(金) 17時まで必着

### (2) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

別紙1「参加表明書」(単独で参加する場合にあっては別紙1、共同企業体で参加する場合にあっては別紙2-1)

別紙2-2「共同企業体協定書兼委任状」(共同企業体で参加する場合のみ)

#### イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和7年2月14日(金) 17時必着

エ 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は提出期限までの必着とする)

### (3) 質問書の提出

別紙3「質問書」に質問内容を記入し、(1)スケジュールの「質問書の受付期限」に定める

日程までに、持参または電子メールにより提出すること。

持参する場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

電子メールで提出する場合は、送信後に受信確認のため、電話でその旨を連絡すること。

(4) 質問書の回答

(1) スケジュールの「質問書の回答」に定める日程に、別紙 4 「質問書に係る回答書」を東広島市ホームページに掲載することにより行う。

(5) 応募書類の提出

応募に際しては、「7 応募書類及び部数」にある書類を(1)スケジュールの「応募書類の提出期限」に定める日程までに、持参又は郵送により提出すること。

持参する場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

## 7 応募書類及び部数

(1) 提出書類

ア 提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

以下の項目に記載する内容を提案すること（様式・枚数任意）。

- ① 本事業に対する実施方針
- ② 事業計画（スケジュール含む。）
- ③ 事業運営体制（総括者、コンテンツ管理担当者、点検・管理担当者）
- ④ 地域情報を積極的に収集し、J R 及び高屋情報ラウンジ利用者に対し効果的に発信することがイメージできる資料及び、デジタルサイネージへの掲出例のスライド 5 枚
- ⑤ 収支計画（5 か年度分を年度ごとに記載）
- ⑥ 収支見積書（可能な限り詳細に記載）
- ⑦ その他独自提案

(2) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は住民票の写し（3 カ月以内に発行されたもの）：1 部

(3) 法人の場合は会社概要、個人事業者の場合は事業概要：1 部

(4) 留意事項

ア 提案書の用紙は、A 4 版の横向き、片面カラー印刷とすること。

イ 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。

ウ ホチキス止めや製本はせず、クリップ止めで提出すること。

エ 提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。

オ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

## 8 事業候補者の選定

東広島市職員によって構成する選定委員会において、応募書類及び提案書の内容に基づき書面による審査を行い、選定委員会委員の合計点数が最上位の者かつ標準点数以上(合計の60%)である者を事業候補者として選定する。なお、一者のみの応募であった場合においても、選定委員会による審査を実施する。

(1) 評価基準は次のとおり

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行能力	事業計画	● 本事業の5年間の展望とそれを実現するための事業計画、目標などが適切に設定されているか。	15
	運営体制	● 運営は組織化され、業務ごとに役割と責任分担が明確になっているか。	15
	点検・管理	● 点検の頻度は十分か。	10
提案内容	地域情報の掲載	● 地域情報を積極的に収集する体制・方策が考えられているか。 ● コンテンツの制作・放映に係る体制が十分整えられているか。 ● レイアウトやデザインは分かり易いものになっているか。	40
	その他独自提案	● 仕様以外の提案等、本業務の効果を高める具体的かつ実現性の高い提案があるか。 ● 提案内容は、本市にとってメリットがあるものか。	20
合計			100

- (2) 審査の結果、同順位で応募者が競合した場合は、市内に事業所又は住所を有する者を第1位、それ以外の者を第2位として順位をつけ、更に同順位で応募者が競合した場合は、抽選により事業者を決定する。
- (3) 選定委員会による審査結果は、文書で応募者全員に通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 9 協定締結に関する基本事項

(1) 事業者の決定

ア 審査により決定した事業候補者に対し、協定の締結交渉を行う。

イ 事業候補者との協定の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは事業候補者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、協定の締結交渉を行う。

(2) 協定内容

協定内容は、仕様及び提案書に基づき、審査結果を考慮の上、詳細を協議し決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 協定書

事業者は東広島市と協議の上、本事業に関する協定を締結することとする。

(4) 協定の解除

協定締結後に事業者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合、東広島市は協定の解除ができるものとする。なお、協定の解除により事業者が損害を受けた場合、東広島市に対してその損失の補償を求めることはできないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

事業者は、事業を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。ただし、事業全体を効率的に行う上で必要と思われる業務については、東広島市と協議の上、予め書面により承諾を得た場合は、事業の一部を委託することを可とする。

(6) 選定委員会の審査結果については、本協定締結後、東広島市ホームページのこの事業に係

る事業者を募集するページに掲載する。

## 10 その他留意事項

- (1) 提案書作成等、本募集の応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出期限後は、本市から指示があった場合を除き、提出された提案書等の差し替え又は再提出を認めない。
- (3) 応募に際して提出された書類は返却しない。
- (4) 事業者は、広告内容について第三者からの苦情等が生じた場合は、全ての責任を負い、直ちに問題解決のために対処しなければならない。
- (5) 事業者は、掲出する情報や広告の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

## 11 問い合わせ先及び書類提出先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市地域振興部地域政策課 担当：山本

(電話) 082-420-0401 (FAX) 082-426-3120

(E-Mail) hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp (課共通)